

秘密保持契約書

学校法人杏林学園 杏林大学（以下「甲」という）と〇〇〇〇（以下「乙」という）は、△△を□□する目的（以下「本目的」という）でそれぞれが他の当事者に対して開示する情報の秘密保持について、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（定義）

1. 本契約において「秘密情報」とは、開示当事者が受領当事者に対し、口頭、文書、図面、写真、電子記録媒体、電子データ、機械装置、試作品、製品等によって開示する技術上、営業上その他一切の情報をいう。
2. 前項の規定にかかわらず、前項記載の情報が次の各号のいずれかに該当することを受領当事者が書面により立証できる場合は、当該情報は秘密情報に該当しないものとする。
 - (1) 受領当事者が開示当事者から開示されたときに既に公知であった情報
 - (2) 受領当事者が開示当事者から開示された後に、受領当事者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (3) 受領当事者が開示当事者から開示される前から適法に保有していた情報
 - (4) 受領当事者が開示当事者から開示された後、法律上正当な権限を有する第三者から開示、公表又は漏洩に対しての制限なしに適法に入手した情報
 - (5) 受領当事者が開示当事者から開示された情報を使用又は参照することなく独自に開発した情報
3. 本契約において「開示当事者」とは、他の当事者に秘密情報を開示する当事者をいい、「受領当事者」とは、他の当事者から秘密情報の開示を受ける当事者をいう。

第2条（秘密情報の使用）

受領当事者は、秘密情報を本目的のためにのみ使用することができるものとし、本目的以外にはこれを使用してはならない。

第3条（守秘義務）

1. 受領当事者は、秘密情報の秘密を厳に保持するものとし、開示当事者からの書面による事前の承諾がない限り、第三者に対して秘密情報を開示、漏洩してはならない。
2. 受領当事者は、本目的の検討に実質的に関与し、秘密情報を知る必要がある受領当事者の役員、従業員、研究員に限り、秘密情報を開示できるものとする。
3. 受領当事者は、開示当事者の書面による承諾を事前に得た場合、前項に定める者以外の者に秘密情報を開示することができる。
4. 受領当事者が前二項により秘密情報を開示する場合には、開示する者に対し、本契約における自己の義務と同等の秘密保持義務を負わせ、遵守させなければならない。

第4条（法令等に基づく開示）

1. 受領当事者は、法令に基づき官公署その他の公的機関（以下、総称して「官公署等」という）から秘密情報を開示することを強制された場合、当該官公署等に対して秘密情報を開示することができる。ただし、受領当事者は、開示に先立ち当該官公署等からの要求について速やかに開示当事者に通知しなければならない。開示当事者が当該開示要求に対して権利を主張することを選択した場合、開示当事者が異議申立に関する法的手続に要する費用の一切を負担することを条件として、合理的な範囲で開示当事者に協力する。
2. 法的な強制事由により開示当事者に対して事前通知が不可能である場合に限り、受領当事者は、法の定めるところにより、開示当事者への事前通知なく当該開示要求に応じることができるものとし、開示を行った旨を開示後直ちに開示当事者に通知する。

第5条（秘密情報の管理）

1. 受領当事者は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって、秘密として保管及び管理するものとし、秘密情報を公表又は漏洩を防止するために適切な措置を講じるものとする。
2. 受領当事者は、本目的のために合理的に必要な範囲を超えて、秘密情報を複製及び複製してはならない。また、複製・複製物には秘密である旨を表示しなければならない。

第6条（秘密情報の瑕疵担保責任等）

秘密情報に瑕疵があった場合又は秘密情報が本目的に適合しなかった場合でも、開示当事者は、受領当事者に対し、瑕疵担保責任及び損害賠償責任を含む一切の責任を負わないものとする。

第7条（秘密情報の返却等）

受領当事者は、開示当事者から要請されたとき又は本契約が理由の如何を問わず終了したとき、速やかに、開示当事者の指示に従い、秘密情報及びその複製・複製物の返却、破棄、消去、その他の必要な措置を講じるものとする。

第8条（知的財産権）

受領当事者は、秘密情報に基づき何らかの発明、考案、意匠、著作その他の技術的成果の創作（以下「発明等」という）をなした場合は、すみやかに開示当事者に通知し、当該当事者間協議のうえ、発明等に係る権利の帰属及び取り扱いを決定するものとする。

第9条（損害賠償等）

受領当事者は、その責に帰すべき事由により秘密情報が不正に使用もしくは開示された

場合又はその他本契約に違反した場合は、開示当事者に対して損害賠償責任を負うとともに、その他本契約及び法令の定めるところに従って、責任を負うものとする。

第10条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、契約開始日から平成29年3月31日までとする。但し、期間満了前に、甲乙のいずれかからも異議の申し出がない場合には、本契約は従前の条件と同じ条件で、1年毎に自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各条項は、本契約の終了後も、それぞれ次のとおり効力を有するものとする。
 - (1) 本契約第2条（秘密情報の使用）、第3条（守秘義務）、第4条（法令等に基づく開示）：本契約の終了日から5年間
 - (2) 本契約第7条（秘密情報の返却等）：当該義務の履行が完了するまで
 - (3) 本契約第6条（秘密情報の瑕疵担保責任等）、第8条（知的財産権）、第9条（損害賠償等）、本条、第11条（裁判管轄）：対象事項が存在する限り

第11条（裁判管轄）

本契約に関する紛争について、両当事者は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議）

本契約に定めなき事項及び本契約の各条項に関して生じた疑義については、甲乙誠意をもって協議し、解決する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都三鷹市新川6丁目20番2号
学校法人杏林学園 杏林大学
学長

乙